

軽自動車税種別割税額一覧表

車 種 区 分		税 率 (円)	名義変更等の届出先		
原動機付自転車	50cc以下	2,000	総務課税務係		
	90cc以下	2,000			
	125cc以下	2,400			
	ミニカー50cc	3,700			
	特定小型原付	2,000			
軽自動車	二輪 250cc以下	3,600	北海道陸運局旭川陸運支部		
	三輪	H26年度までに初年度検査を受けた車両	3,100	旭川地区 軽自動車協会	
		(新税率) H27年度以降に初年度検査を受けた車両	3,900		
		(重課) 初年度検査を受けてから13年経過した車両	4,600		
	四輪乗用	自家用	H26年度までに初年度検査を受けた車両		7,200
			(新税率) H27年度以降に初年度検査を受けた非軽課車両		10,800
			(重課) 初年度検査を受けてから13年経過した車両		12,900
		営業用	H26年度までに初年度検査を受けた車両		5,500
			(新税率) H27年度以降に初年度検査を受けた車両		6,900
			(重課) 初年度検査を受けてから13年経過した車両		8,200
	四輪貨物	自家用	H26年度までに初年度検査を受けた車両		4,000
			(新税率) H27年度以降に初年度検査を受けた車両		5,000
			(重課) 初年度検査を受けてから13年経過した車両		6,000
		営業用	H26年度までに初年度検査を受けた車両		3,000
			(新税率) H27年度以降に初年度検査を受けた車両		3,800
(重課) 初年度検査を受けてから13年経過した車両			4,500		
二輪小型自動車		6,000	北海道陸運局旭川陸運支部		
小型特殊自動車	小型農耕用 (田植機・トラクター・コンバイン等)	1,600	総務課税務係		
	小型・その他 (フォークリフト等)	4,700			
トレーラー		3,600			

☆ (軽課) グリーン化特例車両については、下記の表をご参照ください。

◇ 三輪及び四輪以上の軽自動車について ◇

1) H26年度までに初年度検査を受けた車両

初年度検査を受けてから重課税率が適用となる13年を経過するまで旧税率が適用

2) (新税率) H27年度以降に初年度検査を受けた車両

初年度検査を受けてから重課税率が適用となる13年を経過するまで新税率が適用

3) (軽課) グリーン化特例車両

令和5年4月1日から令和8年3月31日までに最初の初年度検査を受けた車両について、初年度検査の翌年度の軽自動車税(種別割)を軽減

対象・要件等			軽 減 割 合
軽乗用車	・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車(平成21年排出ガス規制に適合し、かつ窒素酸化物の排出量10%低減または平成30年排出ガス規制適合)		概ね75%軽減
	ガソリン車 ※ハイブリッド車を含む	排出ガス性能	令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準90%達成 概ね50%軽減 ※営業用のみ
		燃費性能	
軽貨物車	・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車(平成21年排出ガス規制に適合し、かつ窒素酸化物の排出量10%低減または平成30年排出ガス規制適合)		概ね75%軽減

4) (重課) 初年度検査を受けてから13年経過した車両

初年度検査を受けてから13年経過した車両に対して概ね20%重課